

防衛大学校水泳プールの使用に関する達を次のように定める。

昭和40年7月6日

防衛大学校長 大森 寛

防衛大学校水泳プールの使用に関する達

改正 平成元年4月20日防衛大学校達第8号	平成4年5月1日防衛大学校達第13号
平成8年10月1日防衛大学校達第9号	平成12年4月1日防衛大学校達第4号
平成15年5月26日防衛大学校達第7号	平成18年7月13日防衛大学校達第10号
平成21年3月31日防衛大学校達第6号	

(目的)

第1条 この達は、防衛大学校水泳プール（競泳プール、飛込みプール及び温水プールをいう。以下「プール」という。）の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用期間)

第2条 プールの使用期間は、6月1日から9月30日までとし、温水プールは通年とする。ただし、防衛大学校長（以下「学校長」という。）は、必要があるときは、使用期間を変更することができる。

(使用時間)

第3条 プールの使用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育課程の体育及び訓練課程（以下「体育等」という。）に使用する場合は、授業時間表に定める授業時間。
- (2) 校友会水泳部活動（以下「部活動」という。）に使用する場合は、部活動の時間。ただし、使用終了時刻は1815とする。
- (3) 前各号の場合を除き、本科学生（以下「学生」という。）及び職員（研究科学生及び研修生を含む。以下同じ。）（以下「一般使用者」という。）が使用する場合は、次表に定める時間。ただし、夏季休暇中に学生が使用する場合は、

訓練部長の定めるところによる。

曜 日	時 間	使 用 者
月曜日～金曜日	1610～1815	学 生
	1200～1300	職 員
	1715～1815	職 員
土曜日及び日曜日 (休日を含む。)	0900～1800	学生・職員

(使用時間の制限)

第4条 一般使用者は、前条の規定により使用する場合においても体育等の授業に使用されているとき又は使用される場合は使用しないものとする。

2 一般使用者は、プールが部活動に使用されているとき又は使用される場合は、その代表者と協議のうえ、部活動を妨げないように配慮して使用するものとする。

(使用許可)

第5条 プールは、次の各号に掲げる場合のほか、学校長の許可を受けて使用しなければならない。

- (1) 体育等の授業に使用する場合
- (2) 部活動に使用する場合
- (3) 一般使用者が第3条第3号に定める使用時間に競泳プール及び温水プールを使用する場合

(許可手続)

第6条 第2条に規定する使用期間外に使用する場合又は前条の規定により許可を受けようとするときは、あらかじめ使用申請書(別紙様式。以下「申請書」という。)を体育学教育室長を経て、学校長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる課の長を経由して提出するものとする。

- (1) 学生の場合は、学生課
- (2) 職員(教官及び指導教官を除く。)の場合は、所属の課
- (3) 教官、研究科学生及び研修生の場合は、教務課
- (4) 指導教官の場合は、訓練課

(使用制限)

第7条 次の各号の一に該当する者は、プールを使用してはならない。

(1) 結核性疾患、肋膜炎、肺炎カタル、心臓病、高血圧症、糖尿病、腎炎、脚気、リウマチ、胃腸カタル、痔疾、眼疾、耳疾、急性疾患（下痢、熱）皮膚疾患又は、てんかんの者、その他伝染性疾患のある者

(2) 脳貧血を起しやすい者

2 50メートル以上の完泳能力を有しない者は、飛び込みプールを使用してはならない。ただし、教育訓練上必要と認めた場合はこの限りでない。

3 飛び込みプールを使用する場合は、必ず指導監視の処置を講じなければならない。
(安全管理)

第8条 プールの使用に当たっては、安全管理の責任者は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 教育課程の体育で使用する場合は、体育学教育室長

(2) 訓練課程で使用する場合は、訓練部長

(3) 部活動で使用する場合は、その責任者

(4) 一般使用者のうち、学生が使用する場合は、訓練部長が指名した者、職員が使用する場合は、職員各自

2 安全管理の責任者は、使用者のプール使用中における安全を図るため、監視者を置かなければならない。ただし、職員が学生と同時に使用する場合は、学生の監視者をもつてこれに充てることができる。

3 監視者は、別表に定める標識腕章及び水泳帽子を着用し、常に使用者の使用状況を監視し、事故の未然防止に努めなければならない。

4 監視者は、監視にあたっては、使用者に対し適切な助言を与え又は必要に応じその使用を制限し若しくは禁止することができる。

(使用心得)

第9条 使用者は、使用に当たっては、次の各号に掲げる使用心得を遵守し、監視者の監視のもとに使用しなければならない。

(1) 空腹時、満腹時、喫食直後、酒類飲用後、激動性発汗直後、睡眠不足時又は疲労はなはだしいときは使用しないこと。

(2) 所定の場所で脱衣すること。

(3) 水着は清潔なものを使用すること。

(4) 土足でプールサイドに立ち入らないこと。

(5) 使用前に用便を済ませ、シャワーで身体を洗い、準備運動をすること。

(6) たんや鼻汁は、オーバーフローに流すこと。

(7) 終了後は、再びシャワーで身体を洗い、洗眼及びうがいをすること。

(報告)

第10条 使用者は、使用后プールの内外を清掃し、当該使用責任者は、異常の有無を体育学教育室長に報告するものとする。

附 則

1 この達は、昭和40年7月6日から施行する。

2 防衛大学校水泳プール使用に関する達（昭和33年防衛大学校達第14号）は廃止する。

附 則（平成元年4月20日防衛大学校達第8号）

1 この達は、平成元年4月20日から施行し、1月8日から適用する。

2 この達は、施行の際、現に保有している旧様式 of 用紙類は、当分の間、訂正して使用することができる。

附 則（平成4年5月1日防衛大学校達第13号）

この達は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成8年10月1日防衛大学校達第9号）

この達は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日防衛大学校達第4号）（抄）

1 この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月26日防衛大学校達第7号）

この達は、平成15年6月1日から施行する。

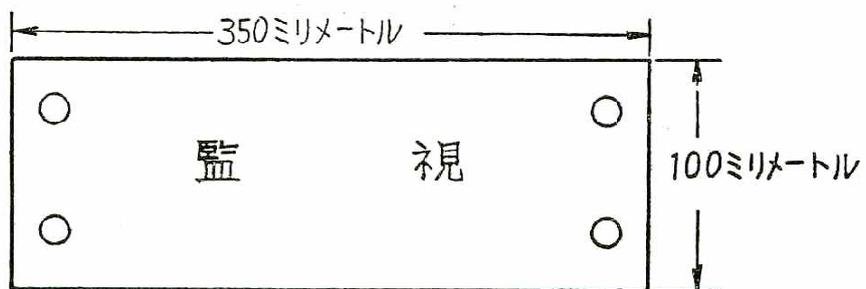
附 則（平成18年7月13日防衛大学校達第10号）

この達は、平成18年8月1日から施行する。

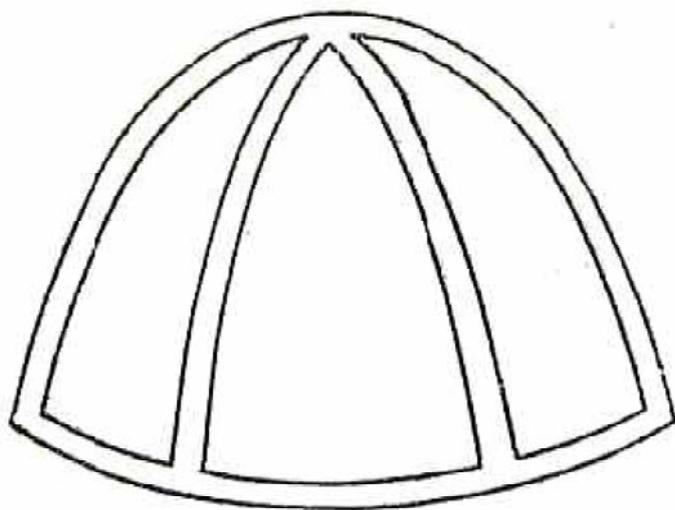
附 則（平成21年3月31日防衛大学校達第6号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)



- 注 : 1 地色は赤、字色は白とする。
2 着用箇所は右腕とする。



- 注 : 赤地の水泳帽子に白テープ入りとする。

別紙様式（第6条関係）

プ ー ル 使 用 申 請 書

平成 年 月 日

防 衛 大 学 校 長 殿

所 属
使 用 者 名
使 用 責 任 者 名
監 視 者 名

㊞

下記のとおりプール使用の申請をいたします。

記

- 1 使用プール（競泳プール、飛び込みプール、温水プール）
- 2 使用目的
- 3 使用人員
- 4 使用日時 月 日 時 分から
月 日 時 分まで

----- 切 取 り 線 -----

競 泳
飛 込 み プール使用許可証
温 水

使 用 者 名
使 用 責 任 者 名
監 視 者 名
使 用 人 員
使 用 日 時

月 日 時 分から
月 日 時 分まで

上記のとおり許可する。

なお、使用に当たっては昭和40年防衛大学校達第7号の規定を遵守すること。

平成 年 月 日

防 衛 大 学 校 長 ㊞